

TOPIC

病気・ケガで長く休み、お給料が出ないときは

■健康保険では、長い期間病気やケガで仕事を休まないといけなくなりお給料がもらえないとき（有給休暇を使うのもいいですが）「**傷病手当金**」というお給料の補償が受けられます。

■以下の要件に当てはまると傷病手当金をもらえます。

① **病気・ケガで療養中**であること

自宅で休んでいる、という場合でもよいです。（別途証明は必要になります。）ただし、美容整形など健康保険が効かない場合はダメです。

② **仕事ができない**こと

今までの仕事ができない場合です。より軽い仕事ができたり、医師の指示等で半日休んで半日出て（今までと同じ仕事で）、という場合はダメです。

③ **4日以上仕事を休む**こと

連続3日間（待機期間）仕事を休み、その上で4日以上休んだ場合、**4日目からもらえます**。

④ **お給料を受けられない**こと

仮に給料が出ていても傷病手当金額より低ければ、**その差額がもらえます**。
また、**待機期間**は、お給料が出ていても有給休暇でも欠勤でもかまいません。**4日目以降にお給料が出ていないこと**、ということです。

■傷病手当金の金額は、お休み1日につき、標準報酬日額の**3分の2**です。

例：標準報酬月額が18万円の方の場合

標準報酬月額 18万円

→標準報酬日額 18万円×1/30日=6千円

傷病手当金 6千円×2/3=4千円

もし、1ヶ月まるまるお休みしたとしたら、
4千円×（30日－3日（待機期間））=10万8千円となります。

■このなかで、標準報酬月額と実際のお給料とは差がある場合があるので、注意してください。

■次に、もらえる期間ですが、この傷病手当金は支給期間が決まっています、もらい始めの日から**1年6ヶ月の日まで**です。

■この『1年6ヶ月』というのは、支給になった日数の合計が、という意味ではありません。

もし、1月1日からもらい始めた場合、もらえるのは、翌年の6月30日までです。

その期間中傷病手当金をもらおうがもらまいが、この期限は変わりません。

6月30日が過ぎれば、その病気等がなおらなくても、もう傷病手当金はもらえません。

■また、支給期間が残っていても、

① 厚生年金の障害厚生年金が障害手当金

② 退職後、老齢厚生年金

が受けられるようになると、傷病手当金は打ち切りになります。

ただし、傷病手当金の額より、年金等の金額が低ければ、その差額はもらえます。

■また、以下の両方に該当すれば、**退職したあとも**もらえます。

① 引き続き1年以上健康保険の被保険者だった方

② 退職時すでに傷病手当金をもらっていた、またはもらえる要件を満たしていた

■請求に必要なものは、

・ **医者の証明**（請求用紙上で）

・ **出勤簿等、給与台帳**（最初の請求時とお給料が出ている時）

■なお、お医者さんの証明は、**有料**です。金額は、そのお医者さんによって違いますので、ご注意ください。

大事なお知らせ

1. 社会保険等料率について

現在の社会保険料等の料率は次の通りです。ご確認ください。

（健康保険	4.925%
＋（介護保険	0.775%
健康保険	5.7%

厚生年金 8.56%

雇用保険 0.5% (建設0.6%)

健康保険、厚生年金は、給料では月額変更がない限り今までと同じで定額です。現在の標準報酬月額を確認し、社会保険料額表で保険料額を確認してください。

雇用保険は、定率なので、毎月の給料総額に率を掛けて計算してください。

賞与の計算の場合、健康保険、厚生年金は賞与の額の千円未満を切り捨てた額に上記の率を掛けてください。雇用保険は、賞与総額そのものに率を掛けてください。

それから、上限については健康保険が年度(4/1～翌年3/31)の累計額540万円、厚生年金は1回(同月2回以上支給の場合合算で)150万円です。

ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

また、介護保険は40～64歳までです。

2. 労働保険料について

第3期の労働保険料について、1月27日(月)に口座振替をさせていただきます。新年を迎え何かとお忙しい中だと思いますが、今年度最後ですので、何卒よろしくお願い致します。

なお、振替ができない見込みというお客様はお早めにご連絡ください。

また、集金、振替ができなかったお客様についてはまたあらためて連絡の上、保険料をお預かりしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(あとがき)

新年明けましておめでとうございます。

本年も何卒よろしくお願い致します。

毎日寒い日が続きます。寒いのが苦手な私には耐えられません。(毎冬そんなことを言っていますが。。。)

スキーやスケートなどのウィンタースポーツはもつてのほかで、必要に迫られなければ自分からは決してやろうとはしません。

ところがその“必要に迫られる”ことがどうしてもあります。子どもってというのはやはり、雪とか氷が好きなんですね。

なるべく家では話題を出さないように、細心の注意で冬を乗り切りたいと思っています。(キムラ)

さて、このほっとレターも130号、つまりもう10年以上となりました。

そこで、年も変わりましたのでこの機に気分一新、リニューアルすることにしました。

1号ずつのページ数は減りますが、発行の回数を増やそうと思っています。

郵送のお客様については今まで通り、月1回お届けしますので、今後も変わらずご愛読をお願い致します。

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroko.miyasaka@misawaka-kei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

さわら



しゃろうし みやさかの
ひとりごと

新しい年 おめでとー ごさいます。

今年の正月は 好天に恵まれ おたやかは白々でした。

皆様は いかがでしたか？

私は大掃除も せずに 暮に パウラヌスキー
にいらしてきました。

友人ニトに 声をかけたが 断わらぬたので
一人でいらしてきました。

まだ人工雪で 全てのリフトが動いてなくて
子ども用 + 中級コースの リフトが動いているだけ
で 混んで いました。

ちび子スキー教室・ホード教室もあり
いっぱいでした。

何回も すべっているうちに 足のパンパンに
痛くふたので 転倒して 骨でも折ると
みえも取れずかいので 帰ってきました。

それでも 'ゆかい ゆかい, でした。

その後 ニュースで ドイツのメルケル首相が
クロスカントリー中に ケガをしたと 南をセヤッ
としました。

あとは庭の木を 剪定 しました。 3くでもはい
木ですが (ほうておくと 伸びすぎて
しろうで 脚立に のぼて 切りました。

さわら. サルスベリ. きはたごを ノコギリで
切りました。

さわらの葉で リースも 作ってみましたよ。

さわらの
葉の
リース



あとは コタツに あたっ 大学駅伝まで
みみから 年賀状を書きました。 パソコンで
印刷するはずが うまくいかず 100枚 手書き
しました。

娘と1日 映画「ワーキング グラナソー」
という 恐竜の映画を見にいらしてきました。
子どもから 恐竜たちが のしのし
しく 絵を見るのが 好きだったので いったのです。

3Dというメガネを 貸してくれ かける
鳥やトンボが 生命の音に とんで きて
ぶつかりそうに 感じられました。 又

1年が ばじまりましたが 毎日を大切に
一生けんめい 生きたいと
思う 年始です。

よろしく お願ひいたします。